

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

令和 2 年度第 8 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和２年度第８回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第１号 不登校児童生徒に対するＩＣＴ等を活用した学習支援についてのガイドラインの策定について
- 第２号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂について

[報告]

- 第１号 いじめ・体罰等の実態調査【４月～９月分】の結果について
- 第２号 県町遺跡発掘調査地内における異臭発生事案について
- 第３号 松本市美術館美術資料等選定委員会委員の選任について

[その他]

教育委員会資料
2. 1 1. 1 9
学校指導課

議案第 1 号

「不登校児童生徒に対する I C T等を活用した学習支援についてのガイドライン」
の策定について

1 趣旨

令和元年10月に、文部科学省から通達のあった「不登校児童生徒への支援の在り方について」を受け、家庭にしながらも学校と連携し、I C T等を用いて相談・指導を受け、社会的な自立や学校復帰に向け懸命の努力を続けている児童生徒を支援するため、学習支援の規準となるガイドラインを策定することについて協議するものです。

2 策定内容

- (1) 「不登校児童生徒に対する I C T等を活用した
学習支援についてのガイドライン（案）」・・・・・・資料1

3 要件を満たす場合の児童生徒の対応

- (1) 一定の要件を満たす場合には、指導要録上、出席扱いとします。
(2) 義務教育制度を前提とするため、学習評価を行うものとします。

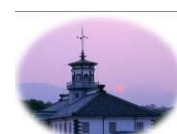
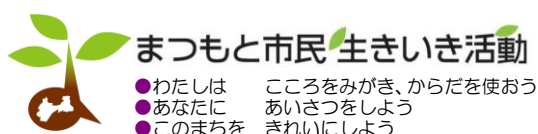
4 参考資料

- (1) 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」
令和元年10月25日」・・・・・・資料2
(2) 「不登校児童生徒に対する I C T等を活用した学習支援について（通知）」
令和2年9月23日」・・・・・・資料3
(3) 本市の不登校支援の状況・・・・・・資料4

5 施行期日

令和2年12月1日

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4397



不登校児童生徒に対する I C T等を活用した
学習支援についてのガイドライン（案）

不登校児童生徒の中には、家庭にいながらも学校と連携し、I C T等を用いて相談・指導を受け、社会的な自立や学校復帰に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け元文科初第698号）を踏まえ、松本市では一定の要件を満たす場合に、I C T等を用いて相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

なお、上記判断を行う際の規準としての目安を設けておくことが望ましいと考え、ガイドラインを設けるものとする。

1 基本的な考え

校長が、本人の状況や保護者の希望も勘案し、自立を助けるうえで、有効・適切であり、かつ、2に示す要件を満たすと判断できる場合は、I C T等を活用した学習活動の日数のうち、学校長の認める日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

また、学校が指導した内容が教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入することができることとする。

ただし、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

2 要件

- (1) 社会的な自立や学校復帰に向け懸命の努力を続けている不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること

ア 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

- (2) 相談・指導の在り方について

ア 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

イ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

ウ 児童生徒の実態に応じながらも、支援者は勤務時間内に学校（職員室や複数人いる状況・密室にならない状況）内において支援を行うことを原則とすること。

エ 柔軟に対応しながらも、学校支援の基本を維持できるようにすること。（例えば、児童生徒が頻繁に連絡してオンライン支援を要求するようになることは適切ではない。）

- (3) ICT等の活用について

ア ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。

イ ICT等を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICT等の活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力に応じること。

(4) 学習活動について

学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度に応じ、学習指導要領を踏まえたものであること。

(5) スクールカウンセラーによるカウンセリング実施における留意点

- ア 学校側がまったく関与しないままに、スクールカウンセラー（以下 S C）とユーザー（子どもや保護者）がシステムを利用し、オンラインカウンセリングを継続することは S C 活動を逸脱する行為であるため、適切な運用に努めること。
- イ 柔軟に対応しながらも、カウンセリングの基本構造を維持できるようにすること。（例えば、ユーザーが頻繁に連絡してオンラインカウンセリングを要求するようになることは適切ではない。）
- ウ オンラインカウンセリングを始める際、適切な場所（静穏な所で、周囲に人がいない等）、適切な時間など、ユーザーとのルール作りを行うこと。
- エ 不登校等で校内でのカウンセリングができないような場合を除いて、通常のカウンセリングに戻していくように努めること。

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年 10 月 25 日

元文科初第 698 号
令和元年 10 月 25 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が平成 28 年 12 月 14 日に公布され、平成 29 年 2 月 14 日に施行されました（ただし、法第 4 章は公布の日から施行。）。

これを受け、文部科学省におきましては、法第 7 条に基づき、平成 29 年 3 月 31 日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成 30 年 12 月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年 6 月 21 日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」（平成 4 年 9 月 24 日付け文部省初等中等教育局長通知）、「不登校への対応の在り方について」（平成 15 年 5 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成 17 年 7 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成 28 年 9 月 14

日付け文部科学省初等中等教育局長通知) については本通知をもって廃止します。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十

分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添 2）を参照すること。

（2）不登校が生じないような学校づくり

1. 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

4. 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

5. 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

（3）不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は

児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要であること。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

1. 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、こ

れを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

2. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

3. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

4. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成 27 年 7 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

1. 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

3. 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

4. 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

5. 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において 9 年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

6. アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

1. 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添 4）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。
《関係報告等》

・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm

・「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm

・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(報告)」(平成29年2月 フリースクール等に関する検討会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/1382197.htm

・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」(令和元年6月 不登校に関する調査研究協力者会議, フリースクール等に関する検討会議, 夜間中学設置推進・充実協議会)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1418510.htm

(別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、(別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて (PDF:45KB)

(別添1) 児童生徒理解支援シート(参考様式) (Excel:42KB)

(別添2) 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について (PDF:217KB)

(別添3) 民間施設ガイドライン (PDF:12KB)

(別添4) 教育支援センターガイドライン (PDF:17KB)

事 務 連 絡

令和 2 年 9 月 2 3 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
各国立大学法人附属学校事務主管課
各公立大学法人附属学校事務主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各市町村担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

不登校児童生徒に対する I C T等を活用した学習支援について

標記の件については、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号）において、指導要録上の出欠の取扱い等について適切に対応されるようお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、関係者の様々な努力により、I C T等を活用した学習支援や、スクールカウンセラーによるオンライン等を用いた相談支援など、様々な取組が実施されています。これらの取組は、不登校児童生徒の教育機会の確保、学習意欲の維持・向上等のためにも重要であり、G I G Aスクール構想等により学校における I C T環境の整備が進む中、更なる取組の実施が期待されます。

また、文部科学副大臣を座長とする「魅力ある学校づくり検討チーム」による報告書（令和 2 年 9 月 8 日）においても、「G I G Aスクール構想の実現により I C T端末の一人一台環境が整備されることとなるが、不登校児童生徒に対する教育支援センターや民間団体、自宅における学習環境が充実することにより、学校とのつながりが強化されるとともに、学習の遅れが軽減されることで、社会的自立につながることを期待される。不登校児童生徒への支援の充実を図るため、オンラインによる授業の配信や I C T教材の提供、学習成果の評価などの学校・教育委員会における取組について普及を図る」、「対面による相談が困難な場合、スクールカウンセラー等による遠隔技術を用いた相談の実施を推進する」とされています。

については、I C T等を活用した学習支援の事例（別添１）や、一般社団法人日本臨床心理士会による「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点」（別添２）も参照しながら、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人及び公立大学法人にあっては設置する附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、先の通知について一層の周知を図るとともに、その趣旨等を踏まえ、学校外での学習活動等の適切な把握も含めた I C T等を活用した学習支援や相談支援の積極的な実施がなされるよう、御指導をお願いします。

《参考資料》

- ・「魅力ある学校づくり検討チーム」報告（令和２年９月８日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00920.html

- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年１０月２５日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

《本件連絡先》

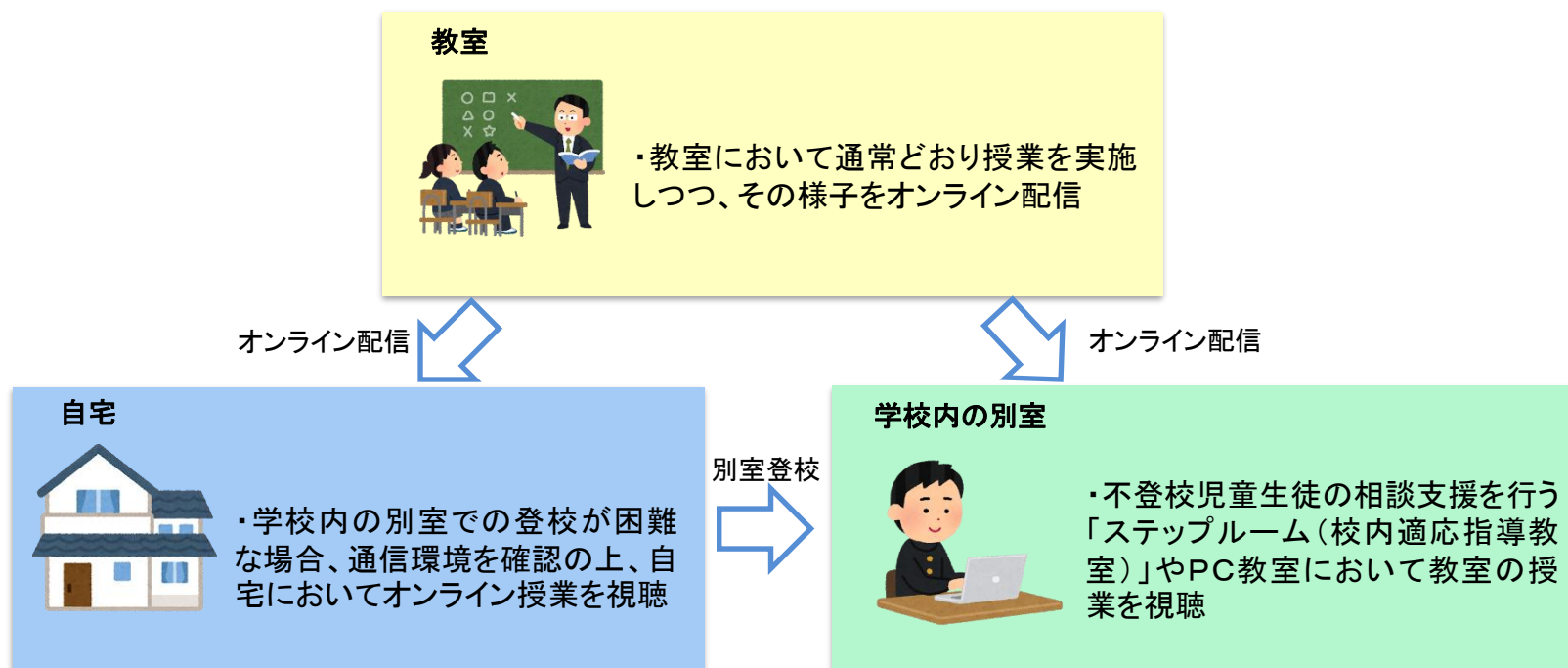
初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導第一係
TEL:03-6734-3299（直通）

事例 1 : 教室で行う授業のオンライン配信 (福岡市)

支援内容

- 不登校児童生徒・保護者がオンライン学習を希望する場合、学校へ連絡。
- 授業のオンライン配信に際して、授業を行う日時、教科、オンライン授業のルール等について、不登校児童生徒・保護者と事前に打合せを実施。
- 学校内の別室において授業を受けられる場合、学校内の別室へ授業のオンライン配信を実施。
- 学校内の別室での学習が困難な場合は、通信環境の確認を行った上で、自宅へのオンライン配信を実施し、学校長が指導要録上の出席扱いを判断。

<イメージ>

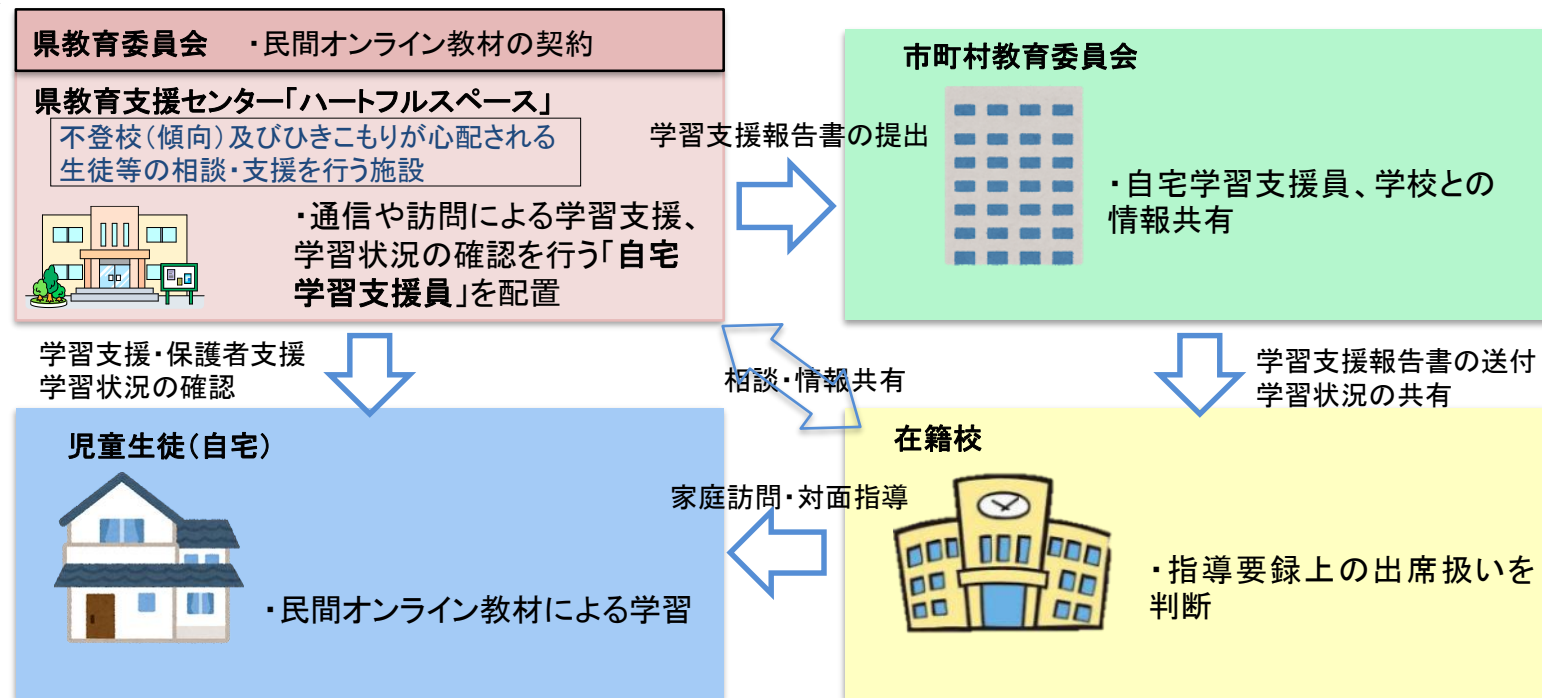


事例 2：教育支援センターを拠点とした学習支援（鳥取県）

支援内容

- 県内に3箇所設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」に、児童生徒への学習支援や保護者への助言等を行う「自宅学習支援員」を配置。
- 自宅学習支援員は、児童生徒の学習状況をインターネットを介して確認し、学習教材内の通信機能や訪問等により、学習支援を行う。
- 児童生徒は県が契約している民間オンライン教材により学習。県教育委員会は学習支援報告書を市町村教育委員会経由で在籍校に提出し、学校長が指導要録上の出席扱いを判断。

<イメージ>

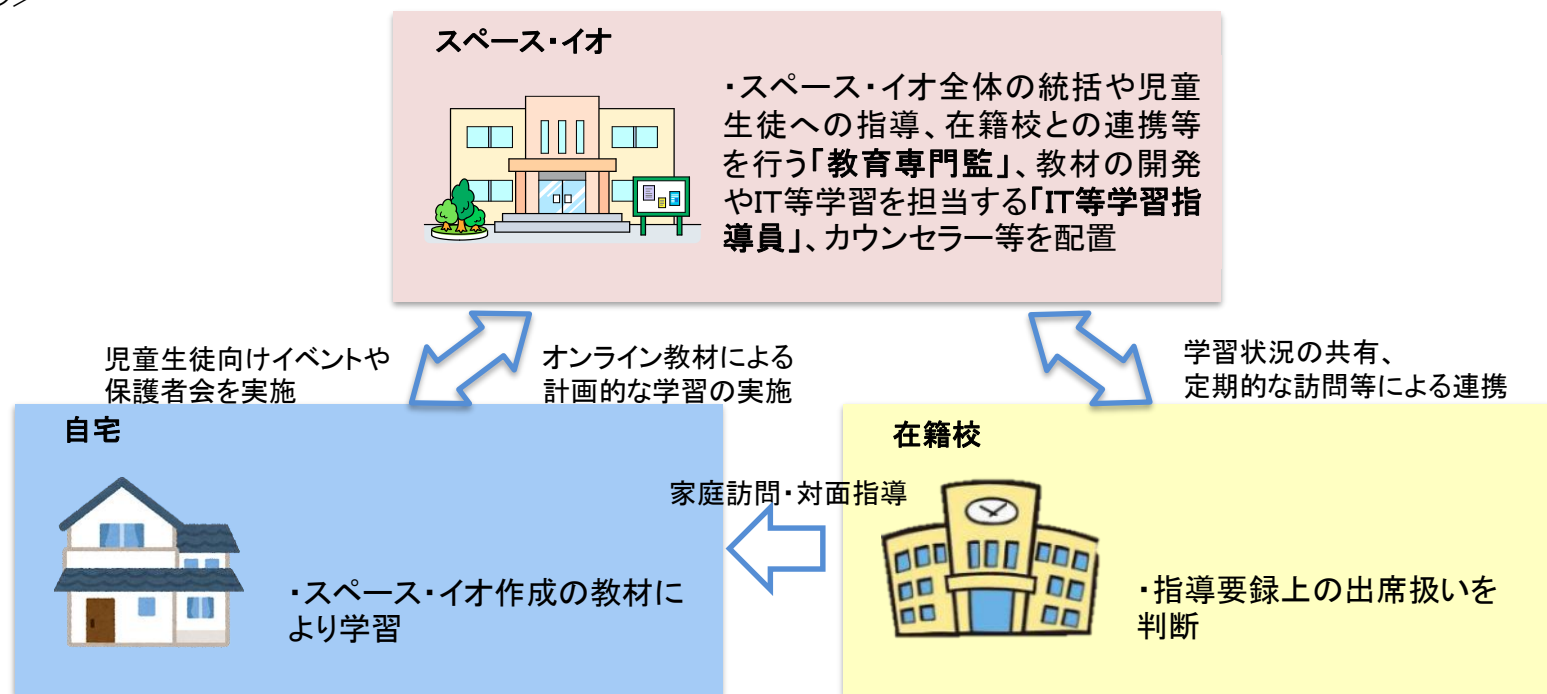


事例 3：教育委員会が設置した支援拠点における学習支援（秋田県）

支援内容

- 不登校児童生徒への学習支援を行う「スペース・イオ」を設置するとともに、学習教材の作成を行う職員や、相談支援を行うカウンセラー等を配置。
- 「スペース・イオ」において個々の子供に適したオンライン教材を作成し、計画的な学習を実施。
- 児童生徒は教材の学習結果を「スペース・イオ」に提出。「スペース・イオ」は学習結果を在籍校に報告し、在籍校において、学校長が指導要録上の出席扱いを判断。
- その他、「スペース・イオ」において保護者会や、児童生徒が参加するイベント等を実施。

<イメージ>



オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点

一般社団法人日本臨床心理士会

◆オンラインによる遠隔でのカウンセリングについて

オンラインカウンセリング（Online counseling）とは、一般的には電子メール、同時チャット、SNSや電話相談などもその範疇に含まれるが、ここで取り上げるオンラインカウンセリングは、画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談のことをいう。

◆SCがオンラインカウンセリングを実施することへの期待

心の支援サービスとしてのカウンセリングは従来 face to face の形で行われてきたが、ローレルレタリング（手紙）や電話相談、メール相談、LINE 相談など、コミュニケーションツールの発展や変化に伴いそのバリエーションも広がりを見せてきた。

電話や LINE による相談では、匿名性が大きな特徴として挙げられ、それ故のメリットもデメリットも多く、さまざま工夫や議論が行われている。

オンラインカウンセリングという遠隔での対面相談は、従来学校現場で実施されてきた SC のカウンセリングと共通点も多く、アクセシビリティなどの面からもその活用範囲の拡大が期待できる（例えば、外出に抵抗が強い不登校の子ども、何らかの事情で来校が難しい保護者）。SC が行う新たな心の支援の手段としてオンラインカウンセリングの導入は、SC の身近な利用と有効活用に貢献すると考えられる。

◆SCによるオンラインカウンセリング実施における留意点

1. 治療構造的な取組（枠組み）

- ・ メディアリテラシーの一環として、タブレットをカウンセリングに使用する際のルール作りが求められる。例えば、タブレットに映らないところで SC 以外の者がそのやり取りを見聞きしている場合等があるため、相談環境の前提を定める必要がある（現在行われている LINE 相談との大きな違い）。
- ・ アクセスのよさを維持しながらも、オンラインカウンセリングが学校の相談体制に組み込まれることが重要である。例えば、学校側がまったく関与しないままに、SC とユーザー（子どもや保護者）がシステムを利用し、オンラインカウンセリングが継続することは SC 活動を逸脱する行為である。

- ・ 柔軟に対応しながらも、面接の基本構造を維持できるようにする。例えば、ユーザーが頻繁に連絡してオンラインカウンセリングを要求するようになることは適切ではない。また、適切な場所の確保（静穏な所で、周囲に人がいない等）、適切な面接時間など、ユーザーとのルール作りが必要である。加えて、不登校等で校内での面接ができないような場合を除いて、通常の面接に戻していく努力がＳＣには求められる。

２．発達段階を考慮してオンラインカウンセリングを活用する。

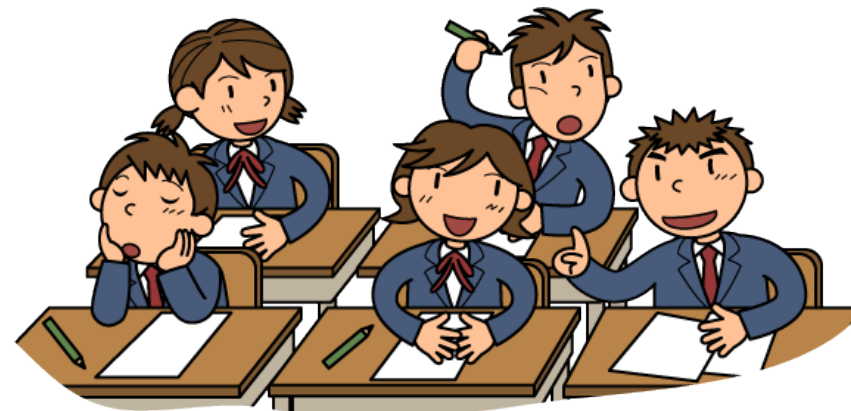
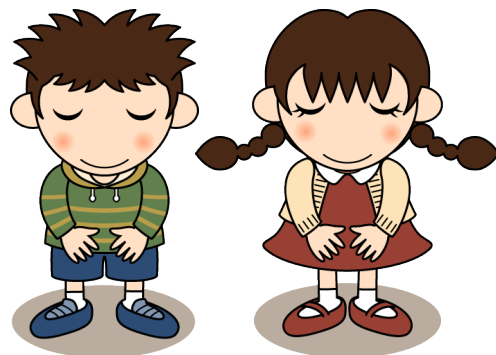
- ・ 言葉ではなく遊びを媒体とする心理支援（遊戯療法等）の対象年齢の子どもたちには限界がある。一方で、信頼関係を構築するまでの手段としては有効であり、ＳＣは直接的に関わるような方向に導く努力が求められる。

３．子どもが抱える課題への配慮

- ・ 子どもが抱える課題の質や程度を考慮してオンラインカウンセリングを活用することが大切である。例えば、自傷他害等の生命に関わるリスクのあるケース、いじめ・虐待などの法によって対応が示されているケースなどは、学校全体の相談体制の中で対応することが原則であることを理解しつつ、オンラインカウンセリングからできるだけ早く通常の面接に切り替えるよう努める。



松本市不登校支援



家庭訪問支援

放課後登校支援
タッチ登校

学校内中間教室

学校ICT支援

学校外中間教室

行政施設

民間不登校施設

民間ICT事業者



R2・11月

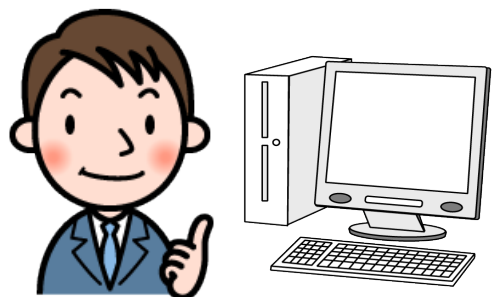
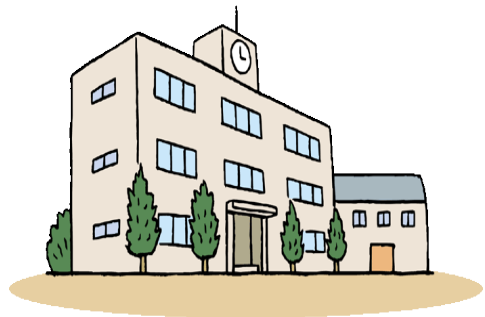
山辺中間教室
鎌田中間教室
あかり中間教室

はぐルッポ

R2・6月

R2・6月

不登校児童生徒に対するICT等を活用した 学習支援についてのガイドライン



自律支援員
スクールカウンセラー
担任・教頭



I C T

出席・評価
* 校長先生の認めたもの

学習・カウンセリング

議案第 2 号

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂について

1 趣旨

県の感染警戒レベルの基準修正に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について協議するものです。

2 改訂内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン・・・資料 1

3 参考資料

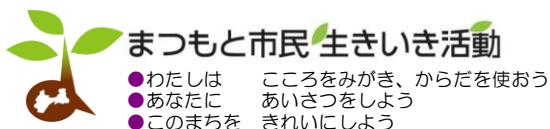
- (1) 感染警戒レベル基準の修正について(2020. 11. 12)

新型コロナウイルス感染症対策室・・・資料 2

4 その他

- (1) 改訂後、学校に周知するとともに、HP に掲載します。

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4397



●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう



「学部松本」

学校における集団感染のリスクへの対応（案）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」 11月12日版

松本市教育委員会

松本市内の小中学校は、感染リスクを低減させつつ、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの学びを最大限保障することを継続して最重要項目とします。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドライン及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 2020. 9. 3Ver. 4）」を踏まえて教育活動を進めるものとします。また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行います。なお、本文中記載の感染レベルは県の感染警戒レベル（11月12日発表）に基づくものです。

1 基本的共通事項

- (1) 感染源、感染経路を絶つ。（2－(1)(2)(3)(4)）
- (2) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる3つの条件を避ける。（2－(5)(6)(7)）

2 基本的な感染症対策

- (1) 健康観察の徹底
 - ア 家庭において検温、健康観察を行い、発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しないこと。
 - イ 登校後の体調変化時は必ず検温すること。
 - ウ 健康観察カードは毎日確認し、未記入や未提出の児童生徒は検温、体調確認をすること。発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いすること。
- (2) 手洗い・水分補給・うがいの徹底
 - 登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、30秒程度石鹸を使い丁寧に行うこと。また、こまめな水分補給やうがいなどを行うなどの工夫を行う。（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すため）
- (3) 清掃・消毒の徹底

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難。従って、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、下記の「3(3) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

また、上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行う場合、消毒用エタノールや次亜塩素酸ソーダ（ナトリウム）・経済産業省の示す新型コロナウイルスに有効な界面活性剤の含まれている製品等によるふき取りを負担のない範囲で行うこと。

(4) 咳エチケットの徹底

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面があることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員、来校者は基本的にマスクを着用する。

ただし、次の場合マスク着用の必要はない。

ア 十分な身体的距離が確保できる場合

イ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合

ウ 体育の授業

(5) 換気の徹底

教室2方向の窓を常時開けること。開放できない場合でも30分に1回程度換気すること。エアコン使用時も換気は必要。また、扇風機の併用も有効である。

(6) 教室における密集回避の徹底

児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くとり、基本形は対面としないようにする。（対面が必要な場面は短時間行うことも可とする。）

(7) 集会における密集回避の徹底

人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること。各種集会を行う場合は、これを基準とし、できる限り短時間で行うこと。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

(1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のよう活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

★ 各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

○ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

★ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

○ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

★ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

★ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【感染レベル4以上】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。

この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

(実施時の留意事項)

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。

また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど文部科学省の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとする。

【感染レベル1～3】

上記の「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、感染レベル4以上における留意事項も可能な範囲で参照する。

【その他】

水泳については、別添資料3の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日））に基づき、以下のように令和2年度は対応する。

小学校：実施しない。

中学校：各学校で実施の可否を判断する。

(2) 給食について

児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底。食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または大声での会話を控えるなどの対応が必要である。

感染状況に応じて、簡易給食を検討する。

(3) 普段の清掃・消毒のポイント

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにする。

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃を行う。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行わなくてよい。ただし、使用前後に必ず手洗いを行うよう指導する。

(4) 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて指導の工夫をする。

【感染レベル4以上】

トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要である。

(5) 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

ア 登下校時には、校門や玄関口等で密集が起らないよう登下校時間帯を分散させる。

イ 集団登下校を行う場合も、密接にならないよう指導する。

ウ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。このため人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。

エ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用。降車後はできるだけ速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、可能であれば乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討する。

(6) 修学旅行について

ア 修学旅行の実施については、感染防止を最優先とし、3つの条件が重なることのないよう、学校において適切に判断する。教育的意義や児童生徒の心情にも配慮し、可能な限り中止ではなく延期扱いとすることを検討する。

イ 実施の可否判断については、実施日の2週間前(以降も含む)に、松本圏域~~市内~~が感染レベル4以上の場合は中止。目的地(市町村を中心としたエリア)が*感染レベル4(相当)以上の場合は、目的地の変更または中止。移動経過地のレベルはその場所で降りなければ判断に入れない。できる限り目的地の変更の無いよう、目的地については十分に吟味し検討する。

*** 感染レベル4(相当)は県の示す「圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準」(11月12日発表)に準じる。**

(7) 各種依頼について

外部講師、ボランティア等外部の依頼を受ける場合、依頼者が*感染レベル4(相当)~~1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が2.5人~~を上回った都道府県や市町村から来た場合は受け入れない。

なお、教育実習については、実習生が直近2週間以上松本市近郊に居住し、その間、*感染レベル4(相当)~~1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が2.5人~~を上回った地域に往来せず、かつ2週間以上健康状態が良好な場合のみ受け入れることとする。

4 感染が広がった場合における対応

(1) 臨時休業

次のいずれかの場合、学校内の感染拡大の範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とする。ただし濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合は専門機関と相談し、学校を再開できる。

ア 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

イ 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

ウ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合

ただし、ア・イにおいて、陽性者と該当校との接触がないと判断できる場合、臨時休業を行わないこともある。

(2) 分散登校

次のいずれかの場合、分散登校とすることもできる。

ア 臨時休業後

イ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合、該当地域外の学校

【参考】

学校の設置者が、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または、一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言により、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大

の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合である。学校内の感染拡大が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当。(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 9.3 Ver.4 第4章 3.(1))に従い、別紙：臨時休業から登校再開に至るフローチャートに沿って判断する。

5 感染が確認されていないが症状がある場合の対応

(1) 次のいずれかの場合、出席停止とする。(欠席ではない)

ア 児童生徒等に風邪の症状や発熱がある場合

イ 児童生徒等に倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)があつたりする場合

ウ 上記以外にあつて、保護者が出席させることに不安を感じた場合

(2) 教職員においては上記(1)ア・イの場合、出勤しない。

(3) 症状がなくなるまでは自宅で休養する。

6 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した翌日から2週間、または、保健所の示す期間出席停止とする。休業期間中にあつては自宅待機とする。

注：濃厚接触者 ① 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触があつた者
② 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
③ 患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
④ 手で触れることの出来る距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があつた者

6-2 接触者への対応

児童生徒が感染者の接触者に特定された場合は、その状況について学校に連絡をするよう依頼する。また、保護者からの申し出により、登校を見合わせる場合は、出席停止として扱う。

注：接触者 保健所の疫学調査により感染者と接触の度合いが濃厚接触者に当たらないが、必要に応じて検査・健康観察が必要と保健所が認めた者

7 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

8 その他出席停止等の扱いについて

(1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあつた児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないこ

とも可能である。

- (2) 感染レベル4以上（感染拡大注意都道府県相当）に指定された場合においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、児童生徒の出席停止の措置を取る。

9 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

(1) 海外

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

(2) 県外

県の基本的対処方針により対応する。

10 週休日の土曜日の扱いについて

補充のための授業を行う時数を確保するために、週休日の土曜日に授業を行うことも可能である。なお、週休日の土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

感染警戒レベルの基準の修正について

令和2年11月12日
新型コロナウイルス感染症対策室

○修正のポイント

①圏域の基準に「直近1週間の新規感染者数」を追加

圏域の感染警戒レベルを判断するための基準に、感染リスクの高い事例の発生以外に、直近1週間の新規感染者数をレベルごとに設定します。

②全県の基準の「直近1週間の新規感染者数」の目安を変更

第2波の状況や入院措置の見直しにより、医療提供体制への負荷が一定程度軽減されていることを踏まえ、適切な数値に変更します。

レベル	圏域の基準	全県の基準
1	—	—
2	人口10万人当たり2.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者4人以上	人口10万人当たり1.0人以上
3	人口10万人当たり5.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者8人以上	人口10万人当たり2.5人以上
4	人口10万人当たり10.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者16人以上	人口10万人当たり5.0人以上
5	人口10万人当たり概ね20.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者概ね31人以上	人口10万人当たり概ね10.0人以上

○修正の理由

- ・第2波の状況（重症者が少ない）や、入院措置の見直しに伴い、感染者のうち、宿泊療養・自宅療養に移行する者の割合が増えたこと等により、医療提供体制への負荷が軽減されたこと
- ・医療提供・検査体制が充実したため、一定程度感染者が増加した場合も受け入れることができる状況になっていること
- ・第2波では、特定圏域での感染が顕著に拡大するケースが主であり、圏域の基準を整備する必要があること
- ・感染防止対策と社会経済活動との両立のため、より実態に即した感染防止対策を行う必要があること

○適用日

令和2年11月12日（木）から

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和2年11月12日修正

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、県内の感染状況を総合的に勘案し、感染警戒レベルの判断を行う。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規感染者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※1
1	—	—
2	人口10万人当たり 2.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては感染者4人以上〕	①濃厚接触者が不特定の事例、②クラスター、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 5.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては感染者8人以上〕	
4	人口10万人当たり 10.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては感染者16人以上〕	
5	人口10万人当たり 概ね20.0人以上※2 〔人口10万人以下の圏域においては感染者概ね31人以上〕	レベル4の状況に加え、さらに感染が拡大すれば全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる
6	(緊急事態宣言)	

※1 濃厚接触者が不特定又はクラスターの発生事例には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち感染者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

※2 人口10万人当たり20.0人（感染者31人）を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

3 全県の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 全県のレベルの引上げは、下表2における要件1から要件3までをいずれも満たす場合に行うことを原則とするが、レベル2からレベル4までの引上げについては、要件1の全県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数を重要な指標とする。
- このほか、要件2として下表3に記載の入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、感染経路不明者の割合、圏域ごとのレベル2～レベル4の圏域数等の指標を常にモニタリングし、2週連続で上昇するなど悪化傾向にあるかどうかを確認する。
- レベル5は国の示す感染状況の「ステージⅢ」に相当する段階とし、入院者／受入可能病床数の割合及び重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標として判断する。
- ただし、感染警戒レベルの引上げの基準を満たした場合でも感染者数が一部の圏域に偏っているなど各圏域の状況等から、すべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域のみの引上げとする。
- 国による当県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、レベル6とする。（国の示す感染状況のステージⅣに相当）

【表2：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規感染者数	要件2 モニタリング指標の状況※1	要件3 発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断
1	—	—	—
2	人口10万人当たり 1.0人以上	2週連続で上昇するなど悪化	さらに感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 2.5人以上	同上	同上
4	人口10万人当たり 5.0人以上	同上	同上
5	人口10万人当たり 概ね10.0人以上※2	入院者/受入可能病床数の割合及び重症者/受入可能病床数の割合＝25% その他の多くの指標が国のステージⅢの指標に該当※3	さらに感染が拡大すれば、病床ひっ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる
6	(緊急事態宣言)		

※1 新規感染者数のほか、入院者/受入可能病床数の割合、重症者/受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、直近1週間の感染経路不明者の割合

※2 人口10万人当たり10.0人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

※3 レベル5は入院者/受入可能病床数の割合及び重症者/受入可能病床数の割合を重要指標として判断する

その他の指標は、人口10万人当たりの療養者数＝15人、PCR検査陽性率＝10%、直近1週間の感染経路不明者の割合＝50%とする

【表 3：併せてモニタリングしていく指標】

モニタリング していく指標	国のステージの 区分・指標 上段：ステージⅢ 下段：ステージⅣ
入院者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
	最大確保病床の 1/2 以上
重症者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
	最大確保病床の 1/2 以上
人口 10 万人当たりの療養者数	15 人以上
	25 人以上
P C R検査陽性率※	10%
	10%
直近 1 週間の感染経路不明者の割合	50%
	50%

※陽性率＝陽性判明数の移動平均(過去 7 日間)／(陽性判明数＋陰性判明数)の移動平均(過去 7 日間)

4 感染警戒レベルの引下げについて

(1) 圏域の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規感染者数が基準を下回っており、
③かつ当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

(2) 全県の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規感染者数が基準を下回っており、
③その他のモニタリング指標についても概ね改善傾向にあり、④かつ当面感染が再拡大していく
リスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
1	平常時	感染者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保
5	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討

教育委員会資料
2. 1 1. 1 9
学 校 指 導 課

報告第 1 号

いじめ・体罰等の実態調査【4月～9月分】の結果について

1 趣旨

2カ月に一度、市内全小中学校で実施している、「いじめ・体罰等の実態調査」について、令和2年度上半期（4月～9月）の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケートや聞き取りによる方法

3 調査結果の概要

(1) いじめ・体罰等を認知した学校・認知件数（令和2年4月以降累計）

※小計の下段（ ）内は、令和元年度同時期調査数

区分	①学校総数 (単位:校)	②認知した 学校数 (単位:校)	③認知してい ない学校数 (単位:校)	④認知件数 (単位:件)	⑤1校当たり (単位:件)
小学校	2 9	2 8 (26)	1 (3)	2 3 1 (508)	8.0 (17.5)
中学校	2 1	1 7 (17)	4 (4)	1 3 4 (192)	6.4 (9.1)
計	5 0	4 5 (43)	5 (7)	3 6 5 (700)	7.3 (14.0)

(2) いじめ・体罰等の事案区分(累計)

区分	いじめ	体罰等	計
小学校	2 3 1	0	2 3 1
中学校	1 3 4	0	1 3 4
計	3 6 5	0	3 6 5

(3) いじめ・体罰等の発生区分(累計)

区分	新規	再発	計
小学校	2 0 9	2 2	2 3 1
中学校	1 2 2	1 2	1 3 4
計	3 3 1	3 4	3 6 5

(4) いじめの現在の状況（令和2年4月以降累計）

区分	解消している (日常的に観察継続中)	解消に向けて 取組中	その他（転居等）	計
小学校	3 6	1 9 5	0	2 3 1
中学校	2 0	1 1 4	0	1 3 4
計	5 6	3 0 9	0	3 6 5

(5) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳（令和2年4月以降累計）

※小計の下段（ ）内は、令和元年度同時期調査数

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校	男子 1 6	2 0	2 0	2 1	2 3	4 1	1 4 1
	女子 8	2 1	1 7	1 2	1 7	1 5	9 0
	小計 2 4 (52)	4 1 (56)	3 7 (87)	3 3 (112)	4 0 (128)	5 6 (73)	2 3 1 (508)

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
中学校	男子 5 0	2 4	5				7 9
	女子 2 1	1 6	1 8				5 5
	小計 7 1 (79)	4 0 (74)	2 3 (39)				1 3 4 (192)

(6) いじめの態様 ※1 件中、複数の内容を含んでいる場合があります。

区 分	小学校	中学校	計
① 冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる。	1 3 3	9 4	2 2 7
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	1 9	1 8	3 7
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	5 5	1 1	6 6
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	2 4	1	2 5
⑤ 金品をたかられる。	2	0	2
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1 9	3	2 2
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	9	7	1 6
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	5	1 1	1 6
⑨ その他	2 2	6	2 8
計	2 8 8	1 5 1	4 3 9

4 傾向

- (1) いじめの認知件数は、4、5月の臨時休業や分散登校等により登校日が少ないことが影響し、昨年度調査と比較して、小学校は半数以下、中学校は約7割となっています。
- (2) 体罰に関する事案報告はありませんでした。
- (3) 本年度4月以降のいじめに関する事案365件に対して56件が解消され、解消率はおおよそ16%です。生徒の反省、保護者との懇談等を終えてもいじめが解消されたとは言えず、解消に向けた取組みを継続しています。解消された事案でも、児童生徒の様子を観察を継続しています。
- (4) 学年別の小学校における件数では、1年生が最も少なく、6年生が最も多い状況で、中学校では、1年生で多い状況でした。
- (5) いじめの内容では、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる」が最も多く、全体に占める割合は、5割を超えています。
「金品をたかられる」項目で報告のあった小学校の2件は、「掃除をしたからお金を持ってこいと要求された」、「お菓子を買ってと何度か言われ断れなかった」という報告でした。
「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」項目で報告のあった小学校では、「オンラインゲームでミスをする」と暴言を言われる」「ネットゲームの中で仲間はずしをされる、悪口を書き込まれる」等、主にオンラインゲームに関する内容でした。中学校は、「学校BBSサイトに実名や個人情報が書き込まれた」「SNSに誹謗中傷する書き込みをされた」「SNSに個人が特定され嫌がらせに繋がる動画を掲載された」「インターネット上に顔写真や家の写真を掲載された」等、情報モラルに係る事案の報告でした。
- (6) 小学校で発生した「その他」の主なきっかけは、遊び半分やからかいによるものから被害を受けた子どもが不快感に至ったり、相手に仕返しをしたりするケースがありました。

5 今後の対応

令和元年度1年間のいじめの認知総件数は、小学校は約800件、中学校では300件を超えています。これは、いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組みのスタートラインに立つことができている表れであると考えます。今後もいじめアンケートの工夫を進めながら、早い段階で察知し、チームとして対応する流れや姿勢づくりを行っていくよう、引き続きはたらきかけていきます。

また、新型コロナウイルス感染症に関わるいじめ、差別を許さない姿勢の育成に向けて、感染症に対する正しい知識をもち、思いやりをもった行動判断ができるよう、道徳や保健授業の支援や周知を行っていきます。

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4397



まつもと市民生きいき活動

●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

教育委員会資料
2. 1 1. 1 9
文 化 財 課

報告第 2 号

県町遺跡発掘調査地内における異臭発生事案について

1 趣旨

6月10日に県町遺跡発掘調査地内で発生した異臭事案について、土地所有者である片倉工業(株)による原因調査が終了したことから、調査結果及び同社から受託して文化財課が実施している県町遺跡発掘調査の再開予定について報告するものです。

2 原因調査の結果

(1) 調査内容及び実施期間

ア 調査内容

異臭発生地点及び発掘対象地内64地点の土壌調査

イ 実施目的

異臭原因物質の特定及び対象地内の土壌汚染の有無

ウ 調査期間

令和2年6月15日～11月10日

(2) 調査結果

ア 異臭の原因

異臭発生地点において異物混入汚泥は未検出

イ 土壌汚染

64地点中2地点で土壌溶出量基準を超える有害物質検出（水銀及びふっ素）

(3) 片倉工業(株)の対処方針

異臭発生地点及び有害物質検出地点の土壌掘削除去と清浄土への入替え

(4) 実施時期

令和2年12月（予定）

3 発掘調査再開について

(1) 調査期間

令和2年12月～令和3年5月（予定）

(2) 調査場所・面積

ア 調査場所 松本市県1丁目1535-6（片倉工業(株)所有地内）

イ 調査対象面積 約4,000㎡

(3) 実施手順

片倉工業(株)による土壌対策工事と調整のうえ実施

4 周知

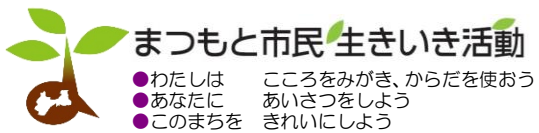
(1) 片倉工業(株)による周知

- ア 異臭原因調査結果及び対処方針（別紙、11月13日付 WEB リリース）
- イ 土壌対策工事实施について（町会及び近隣住民等）

(2) 文化財課による周知

発掘調査再開について（町会及び近隣住民等）

担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292



一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち、生きいきとかがやくように…

各位

2020 年 11 月 13 日
片倉工業株式会社

長野県松本市社有地での異臭発生における調査結果及び今後の対応について

長野県松本市に所在する当社社有地（長野県松本市県 1 丁目）について、6 月 12 日付リリースのとおり、6 月 10 日に埋蔵文化財発掘調査を行っていたところ異臭が発生しました。翌 11 日に消防によるガス調査をした結果有毒ガスは検出されませんでした。当社は土壌汚染対策法に準じて、自主的に土壌調査及び地下水調査を実施致しました。その調査結果及び今後の対応について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 調査期間 2020 年 6 月 15 日（月）～11 月 10 日（火）

2. 調査結果

(1) 土壌調査

- ① 異臭が発生した箇所を中心に計 64 地点の土壌表層調査を行いました。その結果、異臭が発生した箇所を含む 62 地点については溶出量基準値（※）未満でありましたが、下記表のとおり 2 地点において水銀及びふっ素がそれぞれ溶出量基準値を超過しておりました。

※溶出量基準…汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康リスクに対して定められている基準。

- ② 異臭の原因と考えられる異物が混入した汚泥については、いずれの地点からも確認されませんでした。
- ③ また、溶出量基準値を超過した地点において、深さ 10m までの深度調査を行いました。その結果、水銀 GL-1.0m 以深、ふっ素 GL-0.6m 以深においては溶出量基準値未満でありました。

【土壌溶出量分析結果】

	水銀 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)
溶出量基準値	0.0005 以下	0.8 以下
基準値超過地点	1 地点	1 地点
表層部	0.0017	0.82
GL-0.6m	0.0007	基準値未満
GL-1.0m	基準値未満	基準値未満

(2) 地下水調査

土壌調査と合わせて溶出量基準値を超過した地点において地下水の調査を行ったところ、いずれの地点も地下水基準値未満であり、近隣住民の方々に対する健康への影響はございません。

3. 今後の対応

溶出量基準値を超過した2地点（水銀及びふっ素）につきましては、基準値未満が確認された深度まで掘削を行い、適切に場外処分先に搬出致します。その後は清浄土を搬入し、埋戻しを行います。また異臭発生箇所については溶出量基準値未満でありましたが、近隣住民の方々にご安心していただけるよう同様の対策措置を講じてまいります。

なお、外部への臭気や粉じん対策としてテントを設置のうえ作業を実施してまいります。

以上

<お問い合わせ先>

経営企画部 広報・IR室 片岡・高木

電話：03-6832-0223

教育委員会資料
2 . 1 1 . 1 9
美 術 館

報告第 3 号

松本市美術館美術資料等選定委員会委員の選任について

1 趣旨

松本市美術館美術資料等選定委員会（以下「委員会」という。）の委員選任について報告するものです。

2 委嘱予定者

- (1) 委員数 7 名
- (2) 名 簿 裏面のとおり

3 任期

令和 2 年 1 1 月 2 7 日から令和 4 年 1 1 月 2 6 日まで（2 年間）
※ 1 1 月 2 7 日開催の委員会で委嘱します。

4 根拠要綱

松本市美術館美術資料等収集要綱

（松本市美術館美術資料等選定委員会）

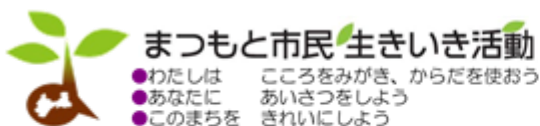
第 3 条 教育委員会は、松本市美術館美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、美術資料等の収集に当たり、適性な選定及び評価を必要とする美術資料等について、意見を求めるものとする。

2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は 7 人以内とする。

3 委員は、美術に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が選任した者をもって充てる。

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当：美術館
副館長 堀 洋一
電話 3 9 - 7 4 0 0



松本市美術館美術資料等選定委員会委員名簿

	任期数	氏 名	役 職	分 野
1	再任 (7 期目)	あさい きょうこ 浅井 京子	早稲田大学會津八一記念博物館 特任教授	近世日本美術
2	再任 (5 期目)	はらだ ひかる 原田 光	岩手県立美術館館長	戦前～戦後 日本美術
3	再任 (3 期目)	しま あつひこ 島 敦彦	金沢 21 世紀美術館館長	近現代美術 (現代)
4	再任 (2 期目)	たきざわ まさゆき 滝澤 正幸	上田市立博物館館長	郷土美術
5	再任 (2 期目)	まつもと とおる 松本 透	長野県信濃美術館館長	近現代美術 (現代)
6	新任 (1 期目)	きもと ぶんぺい 木本 文平	碧南市藤井達吉現代美術館館長	近現代美術 (近代、工芸)
7	新任 (1 期目)	くさなぎ なつこ 草薙奈津子	平塚市美術館特別館長	近現代日本画

(参考)

- ・第1期：平成9年7月2日～平成11年7月1日
- ・第2期：平成11年7月2日～平成13年7月1日
- ・第3期：平成13年9月1日～平成15年8月31日
- ・第4期：平成15年12月22日～平成17年12月21日
- ・第5期：平成18年2月28日～平成20年2月27日
- ・第6期：平成20年7月8日～平成22年7月7日
- ・第7期：平成22年11月23日～平成24年11月22日
- ・第8期：平成25年3月16日～平成27年3月15日
- ・第9期：平成27年11月6日～平成29年11月5日
- ・第10期：平成30年6月29日～令和2年6月28日